新型コロナウイルス感染症の予防のお願い

①日常生活で気を付けること

・まず基本は手洗いが大変重要となります。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などこまめに石けんやアルコール消毒液などで手洗いをお願いします。
・咳などの症状がある人は咳やくしゃみを手で押さえると、その手で触ったものにウィルスが付着し、ドアノブなどを介し、病気をうつす危険性がありますので、咳エチケットをお願いします。
・発熱や咳などの風邪症状がみられるときは、会社などは休み、外出は控えるようにお願いします。

②集団感染を防ぐために

国内では、一人の感染者が複数感染させる事例が報告されています。この集団感染の共通点として、「換気が悪い」「人が密集して過ごす」「不特定多数の人が接触するおそれが高い」があります。こういった空間に集まることは避けてください。イベントなどは、風通しの悪い空間をなるべく作らないなどの工夫をしてください。

③こんな症状が見られたら

1）次の症状がある人は、直接医療機関へ行かず「帰国者・接触者相談センター」へ相談してください。
- 風邪症状や37.5℃以上の発熱が４日以上続いている。(解熱剤を飲み続けなければならない人も含みます。)
  ※高齢者や基礎疾患がある人、妊娠中の人は２日程度続く場合は相談してください。
- 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある。

センターでの相談の結果、感染の疑いがある場合は、専門の「帰国者・接触者外来」を紹介しています。
2）上記の要件に該当しない人は、一般電話相談へ相談してください。

相談先	帰国者・接触者相談センター 電話番号	一般電話相談 電話番号	FAX（共通）	Eメール（共通）
滋賀県薬務感染症対策課	☎080－2470－8042 （受付／毎日 24時間対応）	☎528－3637 （受付／毎日 午前８時30分～午後５時15分）	528－4863	corona-soudan@pref.shiga.lg.jp
草津保健所	☎080－2522－3054 （受付／平日 午前８時30分～午後５時15分）	☎562－3526 （受付／平日 午前８時30分～午後５時15分）	562－3533	ea30@pref.shiga.lg.jp

※３月12日現在の情報を掲載しています。

問い合わせ…健康推進課☎588－1788、FAX586－3668

野洲市都市経営審議会委員を公募します

都市経営審議会では、効率的、効果的な行政運営を進めることを目的に経営改善の取り組みについて検討を行っています。

今回、学識者や関係団体の代表者の皆さんとともに施策・事業の評価・検証をしていただく委員を募集します。

任　　期…委嘱の日～令和４年３月31日
募集人数…１人程度
応募資格…令和２年４月１日現在、満18歳以上の市内在住者（平日の日中、２時間程度の会議に出席できる人）

応募・問い合わせ…４月17日㈮までに住所、氏名、年齢、電話番号を記入の上、「人口減少社会における自治体経営について」(800字程度／様式自由）を添えて郵送、ファクス、Ｅメールまたは持参のいずれかで企画調整課（〒520－2395野洲市小篠原2100番地１）☎587－6039、FAX586－2200、Ｅメール kikaku@city.yasu.lg.jp

※選考は、レポート等を総合的に審査して行います。
※選考結果は、応募者全員に通知します。
※提出書類は返却しません。
※審議会への出席者には報酬をお支払いします。

野洲市景観審議会委員を公募します

市では、野洲市景観条例に基づき、市の景観の形成に関する事項について調査審議していただくため、学識経験者等から構成される「野洲市景観審議会」を設置しています。

この審議会で、これからの市の景観について広くご意見をいただける委員を募集します。

任　　期…令和２年５月21日～令和４年５月20日
募集人員…２人以内
応募資格…次の①～③全てに該当する人
①令和２年４月１日現在、満18歳以上の市内在住者で、景観についての知識や経験、関心がある人
②年３回程度開催（平日の日中、２時間程度）する審議会に継続して出席できる人
③国・地方公共団体の議員または常勤の職員でない人

応募・問い合わせ…４月６日㈪～27日㈪までに住所、氏名、年齢、電話番号を記入の上、「野洲らしい景観の形成に向けて取り組むべきこと」※景観について有する知識や経験等についても盛り込んでください。（800字以内／様式自由）を添えて郵送、ファクス、Eメールまたは持参のいずれかで都市計画課（〒520－2395野洲市小篠原2100番地１）☎587－6324、FAX586－2176、Eメールtosi@city.yasu.lg.jp

※選考は、レポート等を総合的に審査して行います。
※選考結果は、応募者全員に通知します。
※提出書類は返却しません。
※審議会への出席者には報酬をお支払いします。

文学の散歩道投句募集!! あなたの一句をお待ちしています

日常の出来事や心に残る思い出などを、短歌・俳句・川柳・冠句・情歌に詠んで、「文学の散歩道」に応募してみませんか。

募集部門…短歌、俳句、川柳、冠句、情歌
応募資格…市内在住・在勤・在学者
応募条件…１人各部門３作品以内（複数部門応募可）
配　　題…該当月の配題を用いて創作してください。

	冠　句	情　歌
４月	絶好調	必要
５月	活き活きと	軽い
６月	靴の音	様子
７月	里の風	考え
８月	静心	脈
９月	諦めて	関係
10月	鍵握る	紙
11月	世に光る	ノート
12月	日を畳む	肩
１月	温い部屋	時雨
２月	冴え渡る	和
３月	かくれんぼ	鳥

その他…◇所定の用紙で応募してください。
※市役所本館ロビー、生涯学習スポーツ課、各コミュニティセンター、シライシアター野洲（野洲文化ホール）等に設置しています。
◇複数部門に出品される場合は、応募用紙を分けてください。
◇出品料は無料です。経験・未経験は問いません。
◇毎月中旬に投稿者交流会を開催し、入選作品を決定します。
◇シライシアター野洲（野洲文化ホール）前などに入選作品を月末頃から約１カ月間掲示します。応募用紙にペンネームや雅号を書かれている人は、本名を公表しません。

応募・問い合わせ…毎月10日午後４時までに応募用紙に必要事項を記入の上、シライシアター野洲（野洲文化ホール）玄関付近に設置の応募箱へ投函いただくか、郵送または持参のいずれかで生涯学習スポーツ課（〒520－2395野洲市小篠原2100番地１）☎587－6053、FAX587－3835

休日の市民課窓口をご利用ください!!

４月５日(日)　午前９時～正午

就職・転勤・入学等による転入・転出など、住所異動の届け出が集中するこの時期に合わせて、休日に住民異動等の手続きと、マイナンバーカード（個人番号カード）の申請・交付・更新を行います。

平日に来庁いただけない人は、この機会をぜひご利用ください。

手続き・交付場所…市民課

取扱業務…▽住民異動（転入、転出、転居等）の受け付け

※マイナンバーカードまたは住基カードによる特例転入や海外からの転入手続き等、受け付けできない場合があります。

※新型コロナウイルス感染症対策により転出届については、郵便での届け出を推奨しています。申請書を事前にお取り寄せいただくか、市ホームページからダウンロードしてください。

▽マイナンバーカードの申請

※顔写真（最近６カ月以内に撮影、縦4.5cm×横3.5cm、正面、無帽、無背景）をお持ちください。（証明写真機を市役所本館玄関に設置しました。ご利用ください。）

▽マイナンバーカードの交付・電子証明書の更新

※「ご案内」が届いた人が対象です。

▽住民票、印鑑登録証明書、戸籍謄本・抄本等の各種証明書の発行　　▽印鑑登録

問い合わせ…市民課☎587－6086、FAX586－3677

野洲市健康スポーツセンターからのお知らせ

７月中旬オープン予定の野洲市健康スポーツセンターでは、４月中旬よりホームページにてスイミング教室会員およびフィットネス会員の入会先行予約を開始します。

詳細は、ホームページをご覧いただくかお問い合わせください。

★スイミング教室会員　スイミングスケジュール表より希望のクラスを選択します。

種別	料金(月額・税込)
週１コース	5,400円
週２コース	7,400円
親子（フリー）	5,400円

親子コースは全ての親子クラスに参加できます。

	午前9時	午前10時	午前11時	午後12時	午後3時	午後4時	午後5時	午後6時	午後7時	午後8時
月	アクアウォーキング※				幼児	幼児ジュニア	幼児ジュニア	育成	アクアビクス※	
水		レディース	親子		幼児	幼児ジュニア	幼児ジュニア	育成	成人	
木	アクアウォーキング※				幼児	幼児ジュニア	幼児ジュニア	育成		
金		レディース	親子		幼児	幼児ジュニア	幼児ジュニア	育成	障がい児	
土	ジュニア	幼児ジュニア	幼児ジュニア	※アクアビクス、アクアウォーキングはフィットネス会員専用になります。						

※スケジュールは予定です。時間・内容は変更する場合があります。

★フィットネス会員　トレーニングジム、プール、スタジオ(プール)プログラム、温浴施設が自由に利用できます。

種別	利用時間	料金(月額・税込)
デイ会員	平日の午前９時～午後４時	6,500円
ナイト会員	平日の午後４時～午後９時	6,500円
マスター会員	全営業時間	8,000円

■スタジオプログラム
ヨガ、ピラティス、ズンバ、エアロビクス 等

■プールプログラム
アクアビクス、アクアウォーキング 等

※プログラムスケジュールはホームページをご覧ください。

★トレーニングジム、プール、温浴施設の一般利用もできます。

★キッズダンススクールも開講予定です。

申し込み・問い合わせ…▽スイミング教室およびフィットネス会員に関すること

すいむ８NEXT開設準備室☎080－2546－4696

ホームページhttps://www.yasu-sports.com

▽上記以外に関すること

市スポーツ施設管理室☎587－3477、FAX587－3276

ホームページ

後期高齢者医療制度の被保険者の皆さんへ

令和２・３年度の 後期高齢者医療制度の保険料率をお知らせします

★令和２・３年度の保険料率（年額）

区　分	保険料率	
	現行（平成30・令和元年度）	改定後（令和２・３年度）
被保険者均等割額	43,727円	45,512円
所得割率（※）	8.26％	8.70％
年間保険料上限額	62万円	64万円

（※）「所得割額」の計算方法･･･総所得金額等から基礎控除の33万円を差し引いた金額×上記の割合

★令和２年度の均等割額が軽減される場合と変更点

世帯主と被保険者全員の所得が一定以下の人は、世帯の所得水準に合わせて均等割額が軽減されます。

※65歳以上の人の公的年金等に係る所得については、15万円を引いた額で判定します。

令和２年度における保険料均等割額の軽減割合および軽減範囲の変更点は、次のとおりです。

均等割額の軽減割合が見直しされます

■世帯主と被保険者全員の所得の合計額が33万円以下で、被保険者全員の公的年金の控除額を80万円として計算した場合、各種所得が０円となる人

≪改正前≫ 均等割額　８割軽減

≪**改正後**≫ 均等割額　**７割軽減**

■世帯主と被保険者全員の所得の合計額が33万円以下で、上記に該当しない人

≪改正前≫ 均等割額　8.5割軽減

≪**改正後**≫ 均等割額　**7.75割軽減**

均等割額５割・２割軽減の範囲が拡大されます

■均等割額が５割軽減される人

被保険者とその世帯の世帯主の総所得金額等が、次の計算式を超えない人

≪改正前≫「基礎控除額（33万円）」＋「28万円×世帯の被保険者数」

≪**改正後**≫「基礎控除額（33万円）」＋「**28万５千円**×世帯の被保険者数」

■均等割額が２割軽減される人

被保険者とその世帯の世帯主の総所得金額等が、次の計算式を超えない人

≪改正前≫「基礎控除額（33万円）」＋「51万円×世帯の被保険者数」

≪**改正後**≫「基礎控除額（33万円）」＋「**52万円**×世帯の被保険者数」

新しい保険料の額は、７月にお知らせします

広域連合のホームページで保険料額の試算ができます。 http://www.shigakouiki.jp/index.html

★８月１日から使用する新しい被保険者証は、７月中に簡易書留でお届けします。

後期高齢者医療保険料の仮徴収のお知らせ

後期高齢者医療保険料を特別徴収（年金からの天引き）により納付いただいている人は、令和元年（平成31年）中の所得が確定する７月（本決定）までは、仮徴収として２月に徴収した同じ額を原則４月・６月・８月の年金から天引きすることになっています。

なお、所得が確定する７月に年間保険料を決定したあと、残額を10月・12月・翌年２月の３回に分けて年金から天引きで徴収します。

また、**新たに特別徴収が開始となる人には、今月上旬に別途通知**します。

※仮徴収の額については、２月と同じ金額であることを「後期高齢者医療保険料決定通知書・後期高齢者医療保険料納入通知書」により、すでにお知らせしているため、今年度からは個別通知を廃止します。

問い合わせ…滋賀県後期高齢者医療広域連合☎522－3013　市保険年金課☎587－6081、FAX586－2177

犬の登録と狂犬病予防注射を行います

～４月14日㈫から巡回～

生後91日以上の犬の飼い主には「生涯1回の登録」と「年１回の狂犬病の予防注射を受けさせること」が法律で義務付けられています。

あなたと愛犬の暮らしを守るため、必ず登録を行い、予防注射を受けましょう。

■犬の登録

○未登録の場合は、飼い主の住所・氏名、犬の種類・名前・生年月日等を登録して、鑑札の交付を受けてください。

☆**登録手数料**…3,000円／１頭

■狂犬病予防注射

○登録済の犬については、受付票（後日郵送のはがき）と愛犬カードを持参してください。

○犬の体調を十分確認し、問診票（「犬の登録証」封筒に同封）を事前に記入の上、予防注射の当日に持参してください。健康に不安のある犬については、事前に動物病院にてご相談ください。

☆**注射手数料**…3,500円／１頭

※令和２年度より注射手数料が3,500円に価格改定されました。

■注意事項

○雨天時でも実施します。

○事故防止のため、注射会場には小さな子どもの同行は避け、犬を扱える飼い主が連れてきてください。

○駐車場に限りがありますので、車での来場はご遠慮ください。

○交通事情により開始時間が前後することがあります。

○必ず指定時間内にお越しください。定刻を過ぎましたら次の注射会場へ移動しますので、ご注意ください。

○届いた受付票の内容に変更点（犬の死亡、飼い主の変更等）があった場合は、環境課までご連絡ください。

○近くの動物病院でも随時「登録受付」「予防注射」を行っています。

■問い合わせ…環境課☎587－6003、FAX587－3834

■注射日程等

※★の医師は待機獣医師

日	時	注射場所	担当獣医師
４月14日㈫	９:30～９:45	大篠原自治会館	足立　恒充（あだち動物病院☎566－0415） 片伯部健吾（草津犬猫病院☎564－1232） ★雲林院芳規（ブリッジ動物病院☎581－3181）
	10:05～10:45	コミュニティセンターぎおう	
	11:00～11:20	コミュニティセンターしのはら	
	13:15～13:40	冨波甲自治会館	
	14:00～14:30	コミュニティセンターひょうず	
４月15日㈬	９:30～９:45	小南自治会館	竹谷　元喜（アーク動物病院☎561－6561） 木村　　剛（木村獣医科病院☎583－7228） ★坂口　裕隆（坂口どうぶつ病院☎587－6160）
	10:05～10:20	比留田自治会館	
	10:40～11:20	市役所	
	13:30～13:50	野田自治会館	
	14:25～14:45	コミュニティセンターみかみ	
４月16日㈭	９:30～10:05	コミュニティセンターなかさと	小西　正浩（こにし動物クリニック☎554－6666） 小松　繁司（小松動物病院☎583－4050） ★米田　弘師（ヨネダ動物病院☎587－6700）
	10:25～10:50	吉川自治会館	
	11:00～11:15	菖蒲自治会館	
	13:30～13:50	比江自治会館	
	14:00～14:25	コミュニティセンターきたの	
	14:45～15:00	富士美台自治会館（十ノ坪公園）	
４月20日㈪	９:30～10:00	コミュニティセンターひょうず	服部　静香（スマイル動物病院☎562－1814） 谷出　恭子（カナヤ犬猫病院☎564－2493） ★木村　　剛（木村獣医科病院☎583－7228）
	10:20～10:40	野洲市総合体育館	
	11:05～11:35	近江富士会館	
	13:10～13:25	市三宅自治会館	
	13:45～14:00	野洲自治会館	
	14:20～14:50	野洲川河川公園（管理事務所）	
５月14日㈭	９:15～９:30	人権センター（グラウンド）	中川　俊樹（中川動物病院☎564－0028） 坂口　裕隆（坂口どうぶつ病院☎587－6160） ★山﨑　敦子（山﨑動物病院☎587－1441）
	10:00～10:30	近江富士会館	
	11:00～11:40	市役所	
	13:20～13:55	コミュニティセンターなかさと	
	14:05～14:30	木部自治会館	

土地・家屋価格等縦覧帳簿の情報を公開します

納税者がご自身の固定資産の評価額（価格）が適正であるかを判断するために、縦覧制度による情報開示を実施します。

【固定資産税の縦覧制度】

土地価格等縦覧帳簿（所在、地番、地目、地積、評価額（価格）、市街化区分を記載）、家屋価格等縦覧帳簿（所在、家屋番号、種類、構造、床面積、評価額（価格）、建築年を記載）により、令和２年度固定資産税の納税者が、市内の土地または家屋の評価額（価格）を縦覧することができます。

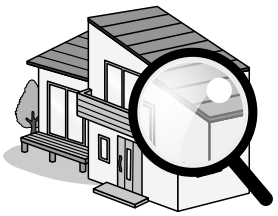

縦覧できる人…納税者または代理人
縦 覧 期 間…４月１日㈬～６月１日㈪
必要なもの…▽納税者／本人確認ができるもの（運転免許証など）
▽代理人／上記および納税者からの委任状
※土地のみ所有の納税者は土地のみ、家屋のみ所有の納税者は家屋のみ縦覧可
※借地人、借家人は固定資産税の納税者ではありませんので、縦覧できません。
縦覧場所・問い合わせ…税務課☎587－6040、FAX587－2439

◇◆◇ 都市計画税は令和３年度から導入します ◇◆◇

昨年６月に市議会で都市計画税条例が可決されたことにより、令和３年度から都市計画税が導入されます。この税は、持続可能で発展する都市づくりを推進するため、都市基盤整備事業に充てられるものです。

詳しくは、市ホームページまたは税務課までお問い合わせください。

ごみ収集車の火災事故が発生しました！
～ 適正なごみ出しをお願いします ～

２月７日、兵主学区の燃えるごみ収集作業中に車両の積載部で火災事故が発生しました。

消防署の調査では、直接的な原因は特定されませんでしたが、燃え方の激しかったごみの付近から多くのタバコの吸い殻が発見されており、他の火源が見当たらなかったことから、火がついたままのタバコの吸い殻が排出され、周りのごみに着火した可能性が高いとの見解です。

幸い市民や作業員に怪我はなかったものの、大事故につながっていた可能性があります。

このような事故を繰り返さないよう、タバコの吸い殻をごみに出す際は確実に火が消えたこと確認するように心掛けてください。

問い合わせ…環境課
☎587－6003、
FAX587－3834

各種障がい者手当の額が改定されます

令和２年度の特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当の額をお知らせします。

なお、昨年度と比較すると0.5％の引上げとなり、これは令和元年（平成31年）全国消費者物価指数の実績値に基づくものです。

	手当額（月額）	
	令和元年度	令和２年度
特別児童扶養手当１級	52,200円	52,500円
特別児童扶養手当２級	34,770円	34,970円
特別障害者手当	27,200円	27,350円
障害児福祉手当	14,790円	14,880円

問い合わせ…障がい者自立支援課
☎587－6087、FAX586－2177